復興事前準備の推進

国土交通省 都市局 都市安全課
平成30年2月1日

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

東日本大震災

国土交通省

アジア航測資料より　　岩手県陸前高田市

東日本沿岸部で津波高さは８～１０ｍ
場所によって３０ｍ超の到達痕跡あり

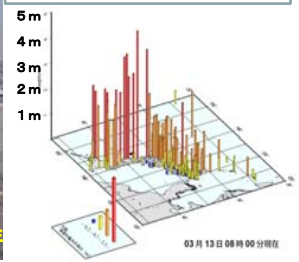

気象庁検潮所で観測した津波高さ

最大クラスの災害に対し、
完全な防災（被災しないようにすること）は困難
→しかし、**なんとしても命を守る**という考え

防災から　減災へ

東日本大震災からの教訓

国土交通省

発災後の復興まちづくりにおける教訓

○ **住民･事業者の迅速かつ継続的な意向把握及び意向変化に応じた柔軟な計画変更**

- 復興まちづくり計画などの分かりやすい情報の提示を行い、部局間で連携し、住民・事業者の意向を把握する。
- 意向確定箇所から段階的に事業化し、意向確定に基づく事業の縮小など適切に事業計画を見直す。

事前対策における教訓

○ **復興まちづくり計画の早期策定のための事前準備**

- 発災後早期に、復興まちづくりに関する検討を開始できるよう、平時から地元大学やコンサルタント会社に対して、パートナーシップ協定等を締結するなど協力体制を構築しておく。
- 復興まちづくり計画の検討体制を迅速に確立するため、体制を事前に検討しておくと共に、その検討体制を地域防災計画等に位置づけておく。

復興事前準備の必要性

国土交通省

防災対策

被害を出さないようにハード整備を主に対策を行う
・防潮堤の整備
・建物の耐震化
・建物の不燃化　　等

被害を完全に防ぐことは不可能

減災対策 ＋ 復興事前準備

予め被害の発生を想定した上で、被害を最小限に抑えるため、ハード・ソフトによる総合的な対策を行う。
・避難地、避難路の整備
・ハザードマップの活用
・避難訓練の実施　等

防災・減災対策を行っても大規模な自然災害は発生する。

その際、迅速な復旧・復興を進めるための事前準備が重要。
・復興の手順や進め方を事前に決めておく
・復興における将来目標像を事前に検討・共有

地方公共団体の復興事前準備に対する認識と実施状況

国土交通省

平成28年度、国土交通省都市局都市安全課において実施した「復興事前準備の取組状況に関するアンケート調査」の結果から、半数以上の団体で復興事前準備を重要であると認識している。
一方、復興事前準備の実施状況として、ほとんどの団体において、現時点では実施されていない。

「復興事前準備」はどれくらい重要視していますか。

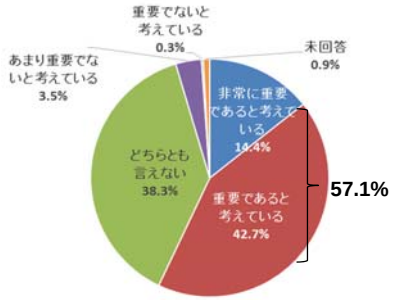

「復興事前準備」は、どれくらい実施できていると考えていますか。

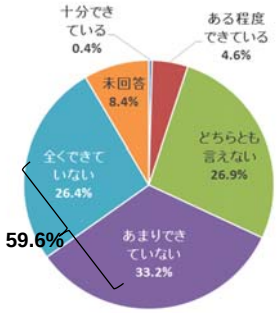

注）東日本大震災及び平成28年熊本地震で被災した地方公共団体※を除く、1,659団体を対象として実施し、1,148団体（回収率69.2%）から回答が得られた。

※岩手県、宮城県、福島県、及び東北3県の沿岸市町村、熊本県内の全市町村

復興事前準備に関する国の取組について

国土交通省

復興まちづくりの主体となる地方公共団体が、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりに着手できるよう、東日本大震災からの復興まちづくりの教訓等を踏まえ、復興事前準備を推進する。

復興事前準備の取組

○**防災基本計画への位置づけ**
→防災基本計画に位置づけることにより、地方公共団体における復興事前準備の取組を推進。

○**東日本大震災を踏まえた津波被害からの復興まちづくりガイダンスの普及**
→適宜要望があれば講習会を実施

○**復興まちづくりイメージトレーニングの推進**
→平成28年度に、５自治体（さいたま市、海老名市、春日井市、京都市、徳島県）で試行
国土交通大学校において、土地利用計画研修の中で実施
その内容を踏まえ、**復興まちづくりイメージトレーニングの手引きを作成**

○**全国の地方公共団体における災害の備えのために**
→糸魚川大規模火災からの復興まちづくり計画の策定過程をまとめるとともに、そこから得られた教訓を抽出し、地方公共団体に周知することを目的として**「今後の復興まちづくり計画の考え方」**を策定。

○**市街地復興のための事前準備ガイドラインのとりまとめ**
→有識者会議を開催し、地方公共団体が被災後に早期かつ的確に復興まちづくりに着手できるよう、**早期かつ的確な市街地復興のための事前準備のあり方を取りまとめたガイドラインを作成中(29年度)**

復興事前準備の防災基本計画への位置づけ

国土交通省

防災基本計画

防災基本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条第1項の規定に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画。平成29年4月11日、防災基本計画が修正された。

防災基本計画の体系

●防災基本計画は、我が国の災害対策の根幹をなすものであり、災害対策基本法第34条に基づき中央防災会議が作成する**防災分野の最上位計画**として、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復興の迅速適切化、防災に関する科学技術及び研究の振興、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項について、基本的な方針を示している。
●この計画に基づき、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を作成している。

防災基本計画の記述内容

第２編　各災害に共通する対策編
第１章　6節　11項　(4) 復興事前準備の実施
国〔国土交通省〕は，地方公共団体が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう，**復興事前準備の取組を推進**するものとする。

※各災害編にも、同様の記載がされている。

津波被害からの復興まちづくりガイダンスの策定について

国土交通省

平成26年度から27年度にかけ「東日本大震災による津波被害からの復興まちづくり検証委員会」において**東日本大震災による津波被害からの復興まちづくりを検証**し、その教訓を**地方公共団体向けのガイダンス**としてとりまとめた。（全７回開催（非公開））

平成26年度

- 第１回委員会（10月6日）　検討目的・検討方針の確認
  ↓ 学識経験者・コンサルタント アンケート調査を実施
- 第２回委員会（12月10日）　学識経験者・コンサルタント アンケート結果の報告
  ↓ 事務局において地方公共団体 ヒアリング調査案を作成
- 第３回委員会（2月3日）　第２回委員会における議論の続き ヒアリング調査の検討
  ↓ 宮古市、宮城県、女川町、いわき市への ヒアリングを実施
- 第４回委員会（3月4日）　ヒアリング調査結果の報告

平成27年度

- 第５回委員会（9月25日）　復興まちづくりの事業の段階別の取組事項の確認 ガイダンス記載項目（案）の検討
  ↓ 南海トラフ地震津波被災想定自治体へのヒアリングを実施（徳島県、美波町、高知県、高知市）
- 第６回委員会（12月14日）　ヒアリング調査結果の報告 ガイダンス（素案）の審議
  ↓ 追加事例調査の実施 ガイダンス（素案）に対する自治体意見照会
- 第７回委員会（2月23日）　ガイダンス（案）の審議

<委員>

市古 太郎	首都大学東京大学院都市環境科学研究科准教授
姥浦 道生	東北大学大学院工学研究科准教授
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所准教授
◎岸井 隆幸	日本大学理工学部土木工学科教授【座長】
高見 公雄	法政大学デザイン工学部都市環境デザイン工学科教授
中山 久憲	神戸学院大学現代社会学部社会防災学科教授
羽藤 英二	東京大学大学院工学研究科教授
和村 一彦（田村　荘弥）	岩手県県土整備部都市計画課まちづくり課長
茂泉 博史	宮城県土木部復興まちづくり推進室長
諏江　勇（木村　勝美）	福島県土木部都市総室まちづくり推進課長
高峯 聡一郎	宮古市都市整備部長
我妻 賢一	女川町復興推進課長
根本 英典（高木　桂一）	いわき市都市建設部都市復興推進課長
佐分 英治	独立行政法人都市再生機構　震災復興支援室長
（茂木　貴志）	独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部　副本部長
望月 明彦	東京地下鉄株式会社取締役（元国土交通省都市局技術審議官）

※（　）内はH26年度委員

津波被害からの復興まちづくりガイダンスの全体構成について

国土交通省

主として南海トラフ地震における被災が想定される市町村を対象とし、大規模な津波災害発生時において**早期回復を実現するため**に、**東日本大震災からの復興まちづくりから得た知見・教訓を整理**し、復興まちづくりの各段階において、**想定される課題と事前準備を含めた対応方法**についてまとめた。

東日本大震災復興まちづくり課題・教訓

第１部：東日本大震災における復興まちづくりの特徴的な課題・教訓
東日本大震災からの復興まちづくりの困難さの原因となった社会的な背景や復興まちづくりの実情と、それに伴う復興まちづくりの苦労点を整理した。加えて、東日本大震災の津波被害からの復興まちづくりにおける特徴的な課題と教訓を整理した。

円滑な復興まちづくりに向けた事前対策

第２部：津波被害が想定される地区における災害後の復興まちづくりに向けた事前対策のあり方
東日本大震災からの復興まちづくりの課題や教訓を踏まえ、南海トラフ地震をはじめとする大規模な津波被害からの復興まちづくりの円滑化に資する事前対策の具体的な内容を整理した。

第１部、第２部において本ガイダンスのポイントをまとめている

復興まちづくり具体的な手順留意すべきこと

第３部：津波被害からの復興まちづくりにあたっての手順と留意事項
東日本大震災からの復興まちづくりのプロセスを４段階に分け、それぞれの段階における復興まちづくりの手順と、それぞれの段階ごとの具体的な取組内容別の課題と留意事項を整理した。

東日本大震災復興まちづくり事例

第４部：東日本大震災の津波被災自治体等における復興まちづくりの取組事例
第１部･第３部で掲載した復興まちづくりにおける課題や留意事項が発現した具体的な事例をテーマ別に整理した。
（掲載事例：1県15市町村･45事例）

第３部、第４部において詳細な留意事項や事例を示している

資料編：東日本大震災の記録
東日本大震災からの復興まちづくりの進捗状況ならびに、復興まちづくりに際して主として国が実施した取組を整理した。

復興まちづくりイメージトレーニングの概要①

国土交通省

○災害復興では、一刻も早く元の生活水準に戻りたいという**個人の「生活再建」の視点**と、脆弱な市街地の再生を防止し、**良好な市街地として復興させるべきとの「市街地復興」の視点**が食い違うことが懸念される。災害が発生してもこの両者のバランスを取った適切な対応がとれるよう、**復興まちづくりイメージトレーニングの実施が有効**。

【第１部】生活再建シナリオの検討
世帯属性、各世帯の被災状況等を設定し、被災住民になりきって、生活再建するシナリオを作成

【第2部】市街地復興シナリオの検討
市街地の被災状況を設定し、復興計画プランナーの立場から、市街地を復興するシナリオを作成

【第3部】生活再建シナリオを考慮した市街地復興シナオリ検討
生活再建と市街地復興の2つのシナリオを比較し、実現可能性や問題点を検討

効果
○現行の体制･制度では対応できない課題を明確化
○被災以前に来たる復興状況に対応できるような仕組みを準備
○復興まちづくりに対応可能な人材を育成

復興まちづくりイメージトレーニングの様子（海老名市）

復興まちづくりイメージトレーニングの概要②

国土交通省

【第１部】生活再建シナリオの検討
○世帯の世帯属性と被災状況等を設定し、参加者が被災世帯になりきって、多様な人生の選択肢を生活再建シナリオとして描いた上で、それぞれのシナリオが成り立つための必要条件について検討を行う。
○ここで検討する必要条件は、第３部で行う生活支援策や政策・施策の検討素材となる。
○各自が検討したシナリオを班内で共有し、シナリオを想定した理由、生活再建の課題や成立条件について話し合う。

	Eさん
居住地	○△町1丁目 ○△駅まで約10分（バス）
職歴	無職（元会社員）
世帯構成	Eさん（71歳） 妻　（68歳）
家計状況	・世帯収入：300万円 ・預貯金　：800万円
建物被害	住宅（木造2階） 建築面積70㎡、床面積120㎡ 築37年、全壊
敷地	・220㎡（約67坪(自己所有地)） ・土地評価額：3,520万円 （㎡単価：16万円） ・前面道路の幅員：4.0[m] ・第1種低層住居専用地域
子・親世帯	・長男夫婦世帯（口×市在住） 持ち家・戸建て（半壊）
居住歴	・居住歴30年

世帯属性の設定例（高齢世帯の例）

世帯名	Eさん
生活再建シナリオ（住宅再建に至るプロセスを具体的に記述）	例） ①避難所で生活 ②応急仮設住宅に入居 ③土地を売却して、高齢者対応型の民間マンション（分譲購入）あるいは公営住宅（賃貸）に入居
理由（そのシナリオを想定した理由を記述）	高齢であるため、土地を売却して、高齢者対応マンションに入居
条件（そのシナリオが成立するための条件を記述）	・仮設住宅に入居できること ・土地の売却ができること ・近辺にあまり高額でない高齢者対応マンションが建設されること ・各種の公的資金補助があること

シナリオカードの例

復興まちづくりイメージトレーニングの概要③

国土交通省

【第２部】市街地復興シナリオの検討
○市街地の被災状況を設定し、都市計画のプランナーの視点から復興の目指すべき将来像を描き出す。
○この際、第１部での検討内容は前提としない。
○描き出された将来像を実現するために必要となる新たな事業手法、事業上の工夫点、施策の検討を行う。
○各自が検討したシナリオを班内で各自発表しながら、市街地の整備方針を検討し、図化する。

例）まちの歴史性や景観を次世代へ継承

土地利用
・既存の町並みや住環境の保全
みどり・景観
・歴史的な町並みの再建
主要道路
・都市計画道路の整備
区画街路・細街路
・地域コミュニティの良さを活かした快適で安全な袋路の再生
公園・オープンスペース
・学区北側の用地を取得し、防災公園を整備
公共公益施設
・区役所機能の早期復旧
・復興まちづくりの拠点として活用
戸建住宅
・町家、長屋の再建
・空き家の利活用方策の検討
集合住宅
・学区北側の用地を取得し、災害公営住宅を建設
商業施設
・土産物店の再建、商店街の再建

・まちの歴史性や景観など、これまで引き継がれてきた特性を保全していく

・歴史的町並み景観の早期復旧
・既存不適格建築物への対応
・高齢世帯の生活再建支援方策
・復興まちづくりの財源確保

シナリオカードの例

※この被害想定は今回のトレーニング用に作成したものであり、実際の被害を想定したものではありません。

第2部とりまとめの例

復興まちづくりイメージトレーニングの概要④

国土交通省

【第３部】生活再建シナリオを考慮した市街地復興シナリオ検討

○第１部で検討した生活再建シナリオと第２部で検討した市街地復興シナリオの整合性を検討し、課題の抽出や解決策・支援策の検討を行う。

○早く元の生活水準に戻りたいという個人の「生活再建」の視点と、良好な市街地として復興させるべきとの「市街地復興」の視点が食い違うことが懸念される。こうした観点から、両者のバランスを上手く取れるよう、それぞれの条件や課題等を考えるものであり、復興まちづくりイメージトレーニングの肝となる部分である。

○生活再建シナリオと市街地復興シナリオを両立できるようにそれぞれの条件や課題等を考える。

シナリオ Ａ その１		市街地復興シナリオ	市街地復興の課題 ○ 現時点で十分に対応可能な課題 △ 現時点では十分に対応できないが、今後検討すれば対応の可能性がある課題 × 現時点では対応できない、今後検討すべき課題	特に関連する生活シナリオ
整備の手法・進め方		・大規模焼失エリアを仮設住宅地区とする ・まちづくり協議会の設立 ・都市計画道路の整備を軸とする土地区画整理事業の実施 ・共同化手法（再開発、地区計画、優良、密集）を導入した合併施行 ・地区計画の策定（建ぺい率、容積率、構造、用途、高さ制限、壁面後退等） ・準防火、防火地域の指定（特に商店街）	△ 合意形成の方法（コンサルタントの派遣制度等） △ 事業予算を優先的に確保できるか（財政面での広域的な調整） △ 複雑な権利関係の整理 △ 境界等測量等の確定が課題 × 大規模消失エリアを仮設住宅用地として利用 △ 大規模消失エリアを公営住宅用地として利用 △ 道路、水路の付け替え（公有地の整理） △ 区画整理事業の実現性（財源の問題など） △ 区画整理促進用地、駐車場をうまく飛び換地にする △ 区画整理の減歩率を小さく設定する △ 行政が積極的に介入し、土地の売却を希望する住民と買い増しを希望する住民のコーディネートを行う	【高齢者夫婦世帯】 E-1：土地を売却して、近隣に戸建て再建 E-2：共同化でマンションを建設して入居 E-3：土地を売却して、高齢者対応マンション（賃貸）に入居 【ファミリー世帯】 F-1：元の敷地で戸建て再建 F-2：2世帯住宅として、親または自分の敷地で再建 F-3：親の住宅を補修して同居 【自営業世帯】 G-1：元の敷地で店舗併用住宅を再建 G-2：公営住宅に入居し、共同化ビルで店舗を再開 G-3：土地を売却して移住、転職
空間要素別のシナリオ	土地利用	・住宅地と日常生活に必要な店舗の整備を中心とする低層戸建て住宅＋中層の共同住宅 ・耐火性の高い建築物を促進	△ 建物高さを制限することに対する地権者の合意（特に駅に近いエリア）	E-2 E-3 G-2 *共同化ビルやマンション等の高さとの調整が必要
空間要素別のシナリオ	みどり・景観			
空間要素別のシナリオ	広幅員道路	・地区北部の東西方向の都市計画道路を整備 ・道路には植樹帯を設ける	△ 都市計画道路の事業化 △ 新たな都市計画道路の決定	
空間要素別のシナリオ	主要生活道路	・現道を活かして拡幅 ・東西方向の主要生活道路の整備 ・道路には植樹帯を設ける		G-1 G-2
空間要素別のシナリオ	区画街路 細街路	・現道を活かして拡幅 ・水路は4m道路の細街路として整備 ・位置指定でつなげられる部分があれば水路をまたいでつなげる		E-1 F-1 F-2 *F-2は、地区内に再建する場合に関連
空間要素別のシナリオ	オープンスペース	・まとまったオープンスペースの確保 ・防災広場を設ける		
空間要素別のシナリオ	その他の施設	・病院の整備	△ 用地確保 △ 財源確保	すべて
空間要素別のシナリオ	集合住宅（マンション） 共同化ビル	・共同化によるマンションの建設 ・共同化による店舗併用集合住宅（マンション1階を数店の店舗とする）の建設 ・大規模焼失エリアに地域内の高齢者や資金不足で再建困難な人が居住できる集合住宅の建設（特定仮換地で集約）	△ 戸建て住宅から共同住宅への住み替えの抵抗感をなくす △ 共同化のコーディネーターが必要 △ 共同化に参加する住民の住み分け △ 市有地の導入による負担減 △ 利用可能な容積率をアップし、余剰床処分による事業費を捻出ーデベロッパーの参加 △ 賃貸住宅の建設（都市機構、公社が引き受け）	E-2 E-3 G-2 E-1 F-1 F-2 G-1 G-2 G-3 *E-1、F-2、G-3は、土地の売却に関連 *E-1、F-1、G-1は、区画整理の換地がある場合に関連
空間要素別のシナリオ	戸建て住宅 （併用住宅を含む）	・敷地規模のやや広い戸建て住宅の建設（1敷地は現況より広い110㎡程度とする）	△ 商売する人への適切な規模・立地の土地の斡旋（または換地） △ 事業の方針等の必要な情報を早期提供 △ 単身者が安心して入居できる住宅の整備（高齢化社会への対応） △ 転居する人の土地が早く売れるように斡旋 △ 減歩は少なくしたい △ 敷地が広くなると、価格が高くなるが、需要があるか	E-1 F-1 F-2 G-1 G-3 *F-2は、地区内に再建する場合、土地を売却する場合、それぞれに関連 *G-3は、土地の売却に関連

第3部とりまとめの例

復興まちづくりイメージトレーニングの手引きについて

国土交通省

手引きの構成と利用方法

章	手引きの掲載内容と利用方法
第1章 復興事前準備と復興まちづくりイメージトレーニングについて	○復興事前準備の必要性やトレーニングの実施目的や概要について掲載 ⇒復興事前準備の必要性やトレーニングの概要を把握し、その意義や概要を庁内において説明する際の参考として利用
第2章 復興まちづくりイメージトレーニングの企画	○トレーニングの実施に際して準備する事項、留意点を掲載 ➢ 担当部局や事務局の体制、プログラムの検討、参加者の設定方法、スケジュール ➢ 対象地区の設定方法 ➢ 対象地区における世帯の設定や被害想定方法 ➢ 準備する資料 ➢ クループワークにおける進行役の役割　等 ⇒トレーニングを企画する際、プログラムの内容、参加者対象地区の設定、想定する被害の設定、準備する資料等の参考として利用 写真 左：模擬ワークショップの様子 右：ｸﾞﾙｰﾌﾟﾜｰｸ前に現地を確認 図　被害想定の設定 表　世帯属性の設定
第3章 復興まちづくりイメージトレーニングの実施	○トレーニングの実施に際して運営上の留意点等を掲載 ➢ トレーニングの実施内容、結果のとりまとめ及び結果の活用方法 ※５つの自治体（さいたま市、海老名市、春日井市、京都市、徳島県）においてトレーニングを施行実施 ⇒トレーニングを実施する際、プログラムの進め方を検討する際に参考として利用 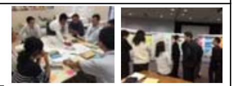
第4章 事例集	○トレーニングを試行実施した地方公共団体及び先進的に実施している地方公共団体の実施目的や概要について掲載 ⇒トレーニングを試行実施した地方公共団体及び先進的に実施している地方公共団体の実施内容を把握し、これから企画・実施する際の参考として利用

市街地復興のための事前準備ガイドラインについて

国土交通省

- 平成２９年度中に、早期かつ的確な市街地復興のための事前準備のあり方をとりまとめたガイドラインを策定する予定。
- ガイドラインの策定にあたっては、中林一樹明治大学教授を座長とする検討委員会を設置し、検討している。

ガイドラインのねらい

➢ **復興事前準備の必要性を理解してもらうための取組を促すこと**
➢ **復興体制と復興手順を検討してもらい、地域防災計画と都市計画マスタープランに復興事前準備を位置づける取組を促すこと**

第１回委員会（７月３１日）

- **復興事前準備に関する国の取組**
- **ガイドラインのイメージについて**
- **検討の進め方、論点整理**

第２回委員会（９月８日）

- **復興事前準備事例のヒアリング**
- **復興事前準備に必要な取組事項の整理とガイドラインの構成案**

第３回委員会（１１月６日）

- **ガイドラインの素案について**
- **江戸川区でのスタディの実施報告**

第４回委員会（１２月２６日）

- **和歌山県における復興計画事前策定について**
- **ガイドライン（案）について**
  - **・既存計画への位置づけ**
  - **・都道府県、コンサルタントに期待する役割　等**

第５回委員会（２月予定）

- **ガイドラインのとりまとめ（予定）**

【委員】

（学識）
中林　一樹　　明治大学　政治経済学研究科　危機管理研究センター特任教授
加藤　孝明　　東京大学　生産技術研究所　都市基盤安全工学国際研究センター　准教授
中村　英夫　　日本大学 理工学部土木工学科　教授
竹谷　修一　　国土技術政策総合研究所　都市研究部　都市防災研究室長
渡会　清治　　認定特定非営利活動法人　日本都市計画家協会　副会長
松原　悟朗　　都市計画コンサルタント協会　会長

（自治体）
東京都　都市整備局 市街地整備部 企画課長
和歌山県 県土整備部 都市住宅局　都市政策課長

【オブザーバー】
内閣府　政策統括官（防災担当）付
国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課
国土交通省 都市局 都市計画課

【事務局】
国土交通省 都市局 都市安全課

市街地復興のための事前準備ガイドラインについて

国土交通省

市町村における事前復興準備の必要性の認識を深めるとともに、その取り組み方法についてのガイドラインを本年度作成

課題認識

災害被害想定の不存在
既往災害の整理や各種ハザードマップから一定の災害想定はできたのではないか？

担当職員の知識ノウハウの欠如
小規模市町村では街づくり知識が欠如している傾向があるが、復興にむけての最低限の知識は必要ではないか？

復興に必要なデータの所在不明
地籍調査が行われていない。庁舎が被災して公共施設台帳が水没した等

復興体制・手順整備の遅延
被災者支援・復旧等に忙殺され、復興が後回しになっていなかったか？

有識者・住民組織等との関係構築
日ごろから有識者や関係業界との連携はとれているか？　住民組織とは

事前復興のための事前準備のフロー（案）

国土交通省

ステージ1： 復興事前準備を理解し、自らのまちの取り組み状況を確認する

- 復興の事前準備の取り組み内容とその必要性を理解する
- 自らのまちの復興事前準備の取り組み状況を確認する

ステージ2： 庁内で復興事前準備に取り組む

- まちの基礎データと被害想定を整理し、共有する
- 復興事前準備の必要性を問いかけをし、被災後の課題を認識する
- 復興体制と復興手順を検討する
- 既存計画に復興事前準備の取り組みを位置づける

ステージ3： 庁内で事前復興計画づくりに取り組む

- 事前復興計画を作成する
- 基礎データを整理・充実する

フォローアップ： 復興事前準備をフォローアップする

- 職員の習熟に向け復興まちづくり訓練を実施する
- 取組や進捗状況を検証する

糸魚川大規模火災の経験を踏まえた、今後の復興まちづくり計画の考え方

国土交通省

【背景】

- 平成２８年１２月２２日に糸魚川で発生した大規模火災から１年を迎える
- これまで国は、糸魚川の復興まちづくりを全力で支援していくという考えのもと、以下の取組を実施。
  - ① 災害からの復興やまちづくりに精通した職員（副市長）を派遣
  - ② 国･県･市からなる「糸魚川復興まちづくり推進協議会」*を設置し、復興まちづくりへの助言等
- 平成２９年８月２２日に、「糸魚川市駅北復興まちづくり計画」を公表し、今後は、この計画をもとに復興まちづくりを本格的に進めていくことが重要となる。

＊復興まちづくりの推進を図ることを目的とする、国土交通省、経済産業省、新潟県、糸魚川市、都市再生機構（ＵＲ）等の関係機関による実務者担当者会議。情報共有や必要な助言等を実施。

一方で、

- 糸魚川大規模火災を奇貨として、被災後の対策や事前対策として全国防災にも生かすことが必要。
- そこで、糸魚川の復興まちづくり計画の策定過程等の経験をもとに、「今後の復興まちづくり計画の考え方」を平成２９年１２月１９日に公表。
- あわせて、この内容を普及するため、地方公共団体に対し周知を図る文書を同日付で発出。

「今後の復興まちづくり計画の考え方」の概要①

国土交通省

1. 計画を策定するために、事前に調整を行うべきこと

①被災状況と市街地の状況

復興まちづくりの検討のためには、前提となる事項の把握が重要

- 被災状況
- 市街地の状況の把握
- 被災者の状況の確認
- 土地の所有状況（所有者不明土地を含む）等の把握

②計画を策定するにあたっての方向性

復興まちづくりの検討にあたっては、当初段階において、方向性の大枠を決めておくことが重要

- 早期再建希望者を考慮に入れた検討
- 抜本的な基盤整備を行うまちづくりを目指すのか、修復型のまちづくりを目指すのか
- 復興まちづくり計画の対象範囲
- 被災を契機とした災害に強いまちづくりの整備イメージ
- 地域におけるまちの特徴の継承や地域課題への対応

本町通り沿いの雁木の商店街
出典：糸魚川市駅北復興まちづくり計画

【糸魚川の事例】

- 修復型のまちづくりを採用し、計画策定の迅速化に寄与
- 被災地を重点地域に設定
- 沿道不燃化による延焼遮断帯の形成
- 雁木や酒造等地区の景観資源を再生し活用

計画の対象地域
出典：糸魚川市駅北復興まちづくり計画

「今後の復興まちづくり計画の考え方」の概要②

国土交通省

③計画を策定するにあたっての国、都道府県等との役割分担

計画の策定主体や、各主体の役割や体制について整理しておくことが重要

- 都道府県の役割は、実施主体となる事業や許認可の推進、まちづくりや金融支援等の技術的支援やアドバイス等の協力
- 国の役割は、復興まちづくり計画策定に係る参考事例等の情報提供や課題が生じた場合の協議・調整、支援に必要な予算の確保。この際、必要に応じて協議会等の設置や、まちづくりに精通した人材の派遣を行う

④計画を策定するにあたっての住民意向

一刻も早い被災者の生活再建を前提に、迅速な被災者の意向把握や情報発信のための工夫が重要

- 復興まちづくりは、被災地区以外の住民や事業者等の意向把握と随時の情報提供も重要

2. 復興まちづくり計画策定上の留意点

○計画の特性から見た策定上の留意点

「計画の特殊性」、「求められる内容」という観点から留意すべきこと

①速やかな復興を可能とする計画であること（迅速性）

- 早期にまちづくりの方向性や計画策定のスケジュールを明示
- 優先順位を見極め、より緊急性、必要性の高い事項に注力

②実現可能な計画であること（確実性）

- 事業期間や費用を踏まえた現実的かつ実効性の高いまちづくりの計画
- 実現に向けた具体的な道筋や取り組みや生活再建・事業再生の意向把握や調整

③状況に応じた対応が可能な計画であること（柔軟性）

- 具体的な事業の実施計画との並行的な作業
- 住民等の生活再建とのバランスを考慮した柔軟な計画

まちの将来イメージ
出典：糸魚川市駅北復興まちづくり計画

3. おわりに

○糸魚川市での大規模火災を教訓として、自分まちの災害への危険度を把握することが必要

○日頃から自分のまちでの災害に強いまちづくりのあり方について、事前に検討していくことが必要である